



発行 東京都

目次

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可

……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……

○准看護師試験の実施

……(福祉保健局医療政策部医療人材課)……

○保安林の指定施業要件の変更予定

……(産業労働局農林水産部森林課)……

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(二件)

……(主税局課税部課税指導課)……

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請

……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……

告示

●東京都告示第千四百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十五年東京都告示第百九十九号東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年十月七日

東京都知事 舛添 要一

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第五・四・二 号稲荷山公園

三 事業施行期間 平成二十五年二月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地 練馬区大泉町一丁目地内

使用の部分 変更なし

●東京都告示第千四百九十八号

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定に基づき、東京都准看護師試験を次のとおり実施する。  
平成二十七年十月七日

東京都知事 舛添 要一

一 試験日時

平成二十八年二月十四日(日曜日)

午後一時から午後三時三十分まで(受験者集合 午後零時三十五分)

二 試験場所

東京都社会福祉保健医療研修センター

文京区小日向四丁目一番六号

三 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、

保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

四 受験資格

次の(一)から(七)までのいずれかに該当する者

(一) 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者(平成二十八年三月十八日正午までに修業証明書又は卒業証明書(以下「卒業等証明書」という。)を提出できる者を含む。)

(二) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成二十八年三月十八日正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(三) 文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者(平成二十八年三月十八日正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(四) 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成二十八年三月十八日正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(五) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成二十八年三月十八日正午までに卒業等証明書を提出できる者を含む。)

(六) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者で、厚生労働大臣が前記(三)から(五)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

(七) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者のうち、前記(六)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

五 出願書類  
(一) 受験願書(保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十七年東京都規則第三十二号)別記第十号様式による。)

(二) 受験資格を証明する書類  
ア 前記四の受験資格の(一)から(五)までに該当する者が提出する書類  
ア 既修業者又は既卒業者  
学校長又は養成所長による卒業等証明書  
修業見込者又は卒業見込者  
修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、平成二十八年三月十八日(金曜日)正午までに、学校長又は養成所長による卒業等証明書を提出すること。

指定された日までに卒業等証明書の提出がなされないときは、当該受験は無効とする。  
なお、卒業等証明書の郵便等による送付は認めない。提出に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、東京都内の学校又は養成所(以下「養成所等」という。)の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

イ 前記四の受験資格の(六)又は(七)に該当する者が提出

する書類

当該事実を証する書類の写し(この場合は、原本を提示し、写しを提出すること。)  
(三) 受験写真用台紙  
台紙には、写真(出願前六箇月以内に、無帽で正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの。)を貼り付けること。

提出に当たっては、現に在籍し、又は在籍していた養成所等において写真が受験者本人に相違ない旨の確認を受け、写真に刻印(原則公印は認めない。)を受けること。  
(四) 受験票(裏面に領収証書を貼り付けること。)  
(五) 連絡用住所・氏名シール  
六 試験手数料 六千九百円  
平成二十八年一月八日(金曜日)までに、納付書により、東京都が指定する金融機関に納入すること。  
なお、納入した試験手数料は、返還しない。

七 出願書類の提出期間及び提出時間  
平成二十八年一月七日(木曜日)及び同月八日(金曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後四時まで  
八 出願書類の提出者及び提出方法  
出願書類の郵送等による送付は認めない。出願に当たっては、本人が直接持参すること。ただし、養成所等の職員が持参する場合に限り、代理人による提出を認める。代理人は、養成所等の職員であることが確認できるもの(職員証等)を持参すること。

九 出願書類の提出場所

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課(新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二十三階南側二十三C会議室)

十 合格発表  
平成二十八年三月十日(木曜日)午前十時から午後五時までの間、東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓口に合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、同日正午から東京都福祉保健局医療政策部医療人材課ホームページ(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/joho/soshiki/isei/jiin/index.html>)上に合格者の受験番号を掲載する。  
なお、合格者には、発表後、合格証書を送付する(合格発表表についての問合せには一切応じない。)

十一 試験結果の通知  
(一) 通知内容  
総点(満点)、個人の総取得点及び科目別取得点  
(二) 通知方法  
受験者全員に書面で通知する。ただし、受験者が修業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に通知する。

十二 その他  
視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成二十七年十一月二十七日(金曜日)までに下記問合せ先まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。  
十三 問合せ先

東京都福祉保健局医療政策部医療人材課免許係  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二  
十三階南側  
電話〇三(五三二〇)四四三四

●東京都告示第千四百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年十月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
青梅市御岳一丁目一五〇番、一五一番、御岳二丁目三一六番二から六まで、沢井一丁目四六三番一、四六四番一、同市御岳本町一五二番、一五三番、一五六番一及び三、一五七番、一六〇番、一六一番、一六四番、西多摩郡奥多摩町海澤字上坂二〇〇番一、氷川字栃久保一九〇四番、一九〇九番一及び同郡檜原村字下元郷五二二七番(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに青梅市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
青梅市御岳二丁目四一七番、四二二番一及び二、四二四番イ、五八五番イ、五九四番一、成木七丁目二六七八番、あきる野市養沢字養沢二〇一番、二〇二番、二二四番、二二五番、西多摩郡檜原村字人里六五八三番イから八まで、六五八四番、字本宿五六六番イ、五六六七番、字倉掛九三三番ハ及び字数馬七〇六四番

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
青梅市御岳二丁目四一七番・四二二番一・同番二・四二四番イ(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、成木七丁目一六七八番、西多摩郡檜原村字人里六五八三番イ(次の図に示す部分に限る。)、字倉掛九三三番ハ(次の図に示す部分に限る。)、及び字数馬七〇六四番

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに関係市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
八王子市上川町三九番、西多摩郡檜原村字数馬六九七〇番一から三まで

二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部並びに八王子市役所及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四  
四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都  
条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約  
業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年十月七日

東京都知事 外 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は  
名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日  
株式会社 白坂 文彦 中央区日本橋浜町 平成二十七年  
E N E O 一丁目一番十二号 六月三十日  
S ネット

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四  
四条の九第三項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都  
条例第五十六号）第百三条の六第二項の規定により、特約  
業者の指定を次のとおり取り消した。

平成二十七年十月七日

東京都知事 外 添 要 一

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は  
名称 氏名 事業所の所在地 取消年月日  
株式会社 宇羽野 友 渋谷区千駄ヶ谷三 平成二十七年  
ウワノ石 子 丁目十三番十四号 七月三十一日  
油商会

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申  
請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五  
条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認  
証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法  
第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に  
関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条  
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり  
公告する。

平成二十七年十月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年八月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人国際ゲーミング協会

- 三 代表者の氏名  
柳 眞佐夫

- 四 主たる事務所の所在地  
東京都中央区銀座二丁目十一番四号 富善ビル三階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域社会での国際交流を拡充させた街づ  
くりの推進が、国際観光事業の発展につながり、その結  
果新たな雇用機会の創出が生まれ日本の経済活動の活性  
化に寄与する社会貢献の広報を目的とする。

この目的を達成させるためには、健全な社会保障のセ  
ーフティーネットを目的としたゲーミング事業の法整備  
と同時にゲーミングビジネスの発展に伴う人材育成とし  
て、ホスピタリティーとプロトコルの職業能力の開発支

援を行うものとする。（以上原文のまま掲載）

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001  
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代) 定価 一冊月 三〇円  
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

